

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市心身障害者及び精神障害者通所援護所等通所費助成金
補助の区分	扶助的補助
補助の概要	障害福祉サービスを提供する事業所に通所する障がい者に対し、通所に要した交通費の一部を補助することにより経済的負担を軽減し、障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的に、助成金を交付する
補助事業者	就労支援を行う障害福祉サービスを通所により利用する者
補助対象経費	バス、自家用車、船、鉄道を最も合理的な経路かつ方法により利用した場合の交通費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	7,100千円（予算額）
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	バス、自家用車、船、鉄道を最も合理的な経路かつ方法により利用した場合の額に2分の1を乗じて得た額に通所日数を乗じて得た額
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	助成対象者100%を目標値とする
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	通所した際の交通費を一部助成することで、本人やその家族の経済的負担を軽減するとともに、就労移行等への意欲向上を図ることができる。
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成16年3月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	令和6年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） HP掲載、事業所への周知、随時受付
事業担当	（担当部署） 社会福祉課
	（電話番号） 0259-63-5113